IFRS 公開草案第5号「保険契約」に対するコメント

企業会計基準委員会(ASBJ)の国際対応専門委員会-保険会計ワーキンググループは、 国際財務報告基準(IFRS)公開草案第5号「保険契約」の公開草案に対し、コメントを提出 する。

我々は、保険契約プロジェクトにおける国際会計基準審議会(IASB)の日頃の努力に敬意を表する。我々は、現段階では、公開草案にある質問のうち特に重要と思われる質問10「保険資産・負債の公正価値開示」に対してのみ反対意見を述べることとし、その他の質問に関してはコメントしないこととする。

当委員会のコメントがIASBの最終的な意思決定に貢献できることを希望する。

樋口 哲朗 国際対応専門委員会 保険会計ワーキング・グループ・リーダー

質問 10 - 保険資産・負債の公正価値開示について

ED5 では、保険者に対して、保険資産および保険負債の公正価値の開示を 2006 年 12 月 31 日から要求しているが、これらの公正価値に関する詳細なガイダンスは記載されていない。

我々は、以下の理由により 2006 年 12 月 31 日からの当該公正価値の開示要求に反対する。

- 1. 保険契約(保険資産および負債)の公正価値の測定方法については、1996年から保険の専門家を集めた起草委員会を立ち上げて議論を行い、さらにこの2年間IASBにおいて議論が行われているが、現段階では測定上の重要な問題点を解決できていない。このことは、世界的にはそれらの公正価値の測定方法についてコンセンサスを得られていないことを意味する。
- 2. IASB 保険契約プロジェクトの第2フェーズにおける検討が終わるまで、それらの公正価値の測定モデルは確定しないであろうが、そのような段階で公正価値の開示のみを求めれば、各社が独自のモデルを用いて公正価値の開示に対応することになる。財務諸表の注記において、測定に用いた企業独自のモデルを文章によって簡潔に説明することは難しく、モデルの差がもたらす比較可能性の阻害が財務諸表利用者の意思決定に悪影響を与える可能性がある。
- 3. 我々は、米国において FAS 第 107号「金融商品の公正価値の開示」が、公正価値の測定モデルに関するガイダンスの確立に先立って開示を要求した先例に照らして、保険資産及び保険負債の公正価値の開示にあたっても、開示を要求するにあたって測定モデルに関するガイダンスが事前に確立されていることは必ずしも必要ないとの議論があることは承知している。しかし、金融商品に関しては、もともと市場価格の存在するものが多く、市場価格が存在しないものについても多くのものについては、一定の信頼性のある公正価値測定のモデルが市場においてすでに確立されていたと考えられる。保険契約については活発な市場取引がなく、上記のとおり測定方法に関する十分なコンセンサスが確立されていないといった点で事情が大きく異なっており、米国における先例をあてはめることは適当でない。

以上